

平成 23 年 6 月 14 日

文化庁長官
近藤 誠 一 殿

文化審議会会長
西原 鈴 子

文化芸術分野の東日本大震災からの復興に向けて(意見)

このたびの東日本大震災では、多くの人命・財産が失われ、被災地域の生活・社会基盤に壊滅的な被害をもたらしました。発生から3か月が経過した今なお、物心両面を通じて復旧・復興のための努力が続けられています。

そうした中、自らも被災した芸術家たちによる文化芸術活動や、用具が不揃いな中で執り行われた民俗芸能が被災地の方々に心の安らぎや勇気を与えるなど、文化には計り知れない力があります。文化庁ではいち早く職員を派遣し文化財の被害状況の現地調査等に当たるとともに、関係者の尽力により開始された文化財レスキュー事業や文化財ドクター派遣事業により、文化財や美術品の救出や応急措置が施されつつありますが、これらは土地の記憶を語り、地域の絆を強める貴重な地域の資産であり、ひとたび失われれば元には戻りません。

このように、文化は人々に明日への希望を与えると同時に、復興への歩みを進める人々の心の滋養ともなるものです。

政府においては、東日本大震災復興構想会議を設け、被災地の住民に明るい希望と勇気を与え、豊かで活力ある日本の再生につながる復興構想の策定に向けた議論を進めており、今月末にも第一次提言が取りまとめられるものと承知しております。

復興構想の策定に当たっては、単なる復旧ではなく未来に向けた創造的復興を目指すことが重要であり、そのためには地域課題の解決に果たす文化芸術の役割の重要性を十分認識し、その視点を取り入れることが極めて重要です。

政府においては、こうした視点を踏まえ、復興構想の具体化に際し、以下のような施策を講ずるよう要望します。

- 各地の文化財は、地域の風土や人々の生活の中で生まれ、現在まで守り伝えられてきたものとして、地域の絆を象徴し、文化の向上・発展の基礎となるものである。こうした被災した文化財の保全について、救援・復旧・修理等を通じて万全を期すこと。
 - ・国指定等文化財の復旧等に対するさらなる支援
 - ・地方指定文化財の復旧等に対する地方交付税措置などによる支援
 - ・現在、支援措置のない登録文化財に対する復旧支援
 - ・無形文化財や民俗文化財の保存・伝承のための支援
 - ・国・地方公共団体により指定・選定・登録されていない、地域の歴史・文化を伝える多様な文化財の復旧等のための支援

- 自治体等による復興・再生事業に当たり、文化財の専門家等の意見を十分に取り入れるとともに、有形・無形の文化財を後の世代に継承することによって豊かで希望に満ちた地域社会を取り戻せるよう必要な支援を行うこと。
 - ・被災した自治体が復興計画を策定する際の文化庁のサポートの強化
 - ・民間団体が実施する文化財救援のための事業に対する支援
 - ・各自治体が行う復興に際しての埋蔵文化財調査への支援
 - ・文化財に関する防災事業の一層の推進

- 文化芸術活動によって力強い復興を実現し、日本全体の元気を取り戻すため、また、文化芸術活動の拠点であり、地域コミュニティの核として人々の心を結ぶ文化施設を整備するとともに地域のアイデンティティを守るために必要な施策を講ずること。
 - ・被災地における文化芸術活動への支援
 - ・被災した文化施設の復旧支援
 - ・被災地域の特色ある方言の保存・継承に関する支援

- 実地においてこれらの取組を担い、被災地の創造的復興を支えるのは、ひとえに人である。こうした認識に立ち返り、当面の復旧・復興に求められる専門的人材の確保とともに、息の長い復興の推進力となる創造的人材の育成に必要な支援を行うこと。

文化審議会としては、これらの取組が国、地方公共団体、関係機関等の連携の下、社会を挙げて行われることを通じて、被災地をはじめ日本全体の創造的復興が早期に実現することを切望します。